

平成19年4月  
市川市定例教育委員会会議録

市川市教育委員会

## 平成19年4月定例教育委員会会議録

- 1 日 時 平成19年4月5日(木) 午後2時00分 開議
- 2 場 所 第5委員会室
- 3 日 程
  - 1 開会
  - 2 会期の決定
  - 3 議事日程の決定
  - 4 委員長の選挙
  - 5 会議録署名委員の指名
  - 6 議案第1号 市川市奨学生選考委員会委員の委嘱について  
議案第2号 教育財産の取得について  
議案第3号 教育財産の取得について  
議案第4号 市川市家庭教育指導員の設置に関する規則の一部改正について
  - 7 報告第1号 市川市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の制定に関する臨時代理の報告について  
報告第2号 市川市教育委員会事務局設置並びに組織規則の一部改正等に関する臨時代理の報告について  
報告第3号 市川市放課後保育クラブの設置及び管理に関する条例施行規則の制定に関する臨時代理の報告について  
報告第4号 市川市教育委員会事務局並びに教育機関等处務規程及び市川市教育委員会事務決裁規程の一部改正に関する臨時代理の報告について  
報告第5号 市川市立養護学校の部の設置に関する規則等の一部改正に関する臨時代理の報告について  
報告第6号 市川市立学校等職員服務規程及び教育課程編成の基準に関する規程の一部改正に関する臨時代理の報告について  
報告第7号 市川市教育委員会事務局及び教育機関の職員の任免に関する臨時代理の報告について  
報告第8号 市川市立小学校、中学校及び特別支援学校の校長、教頭の人事異動内申に関する臨時代理の報告について  
報告第9号 市川市市民プールの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正に関する臨時代理の報告について
  - 8 その他
    - (1) 平成19年2月定例市議会について

- (2) 平成18年度教育計画のまとめについて
- (3) 平成18年度教育施設の整備成果について
- (4) 菅平高原いちかわ村使用料の改正について
- (5) 少年自然の家の宿泊施設使用料の改正について

## 9 閉 会

## 4 本日の会議に付した事件

- 1 議案第1号 市川市奨学生選考委員会委員の委嘱について  
議案第2号 教育財産の取得について  
議案第3号 教育財産の取得について  
議案第4号 市川市家庭教育指導員の設置に関する規則の一部改正について
- 2 報告第1号 市川市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の制定に関する臨時代理の報告について  
報告第2号 市川市教育委員会事務局設置並びに組織規則の一部改正等に関する臨時代理の報告について  
報告第3号 市川市放課後保育クラブの設置及び管理に関する条例施行規則の制定に関する臨時代理の報告について  
報告第4号 市川市教育委員会事務局並びに教育機関等处務規程及び市川市教育委員会事務決裁規程の一部改正に関する臨時代理の報告について  
報告第5号 市川市立養護学校の部の設置に関する規則等の一部改正に関する臨時代理の報告について  
報告第6号 市川市立学校等職員服務規程及び教育課程編成の基準に関する規程の一部改正に関する臨時代理の報告について  
報告第7号 市川市教育委員会事務局及び教育機関の職員の任免に関する臨時代理の報告について  
報告第8号 市川市立小学校、中学校及び特別支援学校の校長、教頭の人事異動内申に関する臨時代理の報告について  
報告第9号 市川市市民プールの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正に関する臨時代理の報告について
- 3 その他
  - (1) 平成19年2月定例市議会について
  - (2) 平成18年度教育計画のまとめについて
  - (3) 平成18年度教育施設の整備成果について
  - (4) 菅平高原いちかわ村使用料の改正について
  - (5) 少年自然の家の宿泊施設使用料の改正について

- 5 出席委員 五十嵐 芙美子  
吉岡 博之  
井関 利明  
宇田川 進  
西垣 惇吉

6 出席職員、職・氏名

教育次長	松永 潤	教育総務部長	小川 隆啓
教育総務部次長	栗原 久則	学校教育部長	田中 庸恵
学校教育部次長	山崎 繁	生涯学習部長	鋒崎 修二
生涯学習部次長	浮ヶ谷 隆一	企画調整課長	福田 明
就学支援課長	松本 辰夫	教育施設課長	渡邊 静男
義務教育課長	古山 弘志	指導課長	高橋 邦夫
保健体育課長	西川 裕二郎	教育センター所長	伊東 秀樹
生涯学習振興課長	齋藤 忠昭	地域教育課長	鈴木 郁夫
青少年育成課長	石井 正夫	公民館センター長	堀切 公雄
中央図書館長	漆原 利一	考古博物館長	堀越 正行
自然博物館長	西 博孝	スポーツ施設課長	相田 光康

7 事務局職員、職・氏名

教育総務課長	青木 一雄
教育総務課 主幹	山田 修一
〃 副主幹	高井 裕美子
〃 副主幹	谷内 弘美

○ 事務局

会議の開催に先立ちまして、井関委員・宇田川委員が19年2月定例市議会において議会の同意を受け、市長から4月1日付で、市川市教育委員会教育委員に任命されましたので、ここでご挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○ 井関委員

— 挨拶は割愛 —

○ 宇田川委員

— 挨拶は割愛 —

○ 事務局

ありがとうございました。続きまして、職員の紹介となりますが、組織順に自席で役職名・氏名を述べさせていただきます。

— 職員の紹介 —

次に、平成19年4月4日をもちまして、五十嵐委員の教育委員長としての任期が満了しておりますことから改めて、教育委員長を選出することになります。そこで、委員長が決まるまでの間、委員長職務代理者であります吉岡委員に会議の進行をお願いいたします。よろしくお願ひいたします。

○ 吉岡委員

それでは、委員長が決まるまでの間、私が委員長の職務代理として、会議の進行を執り行わせていただきます。ただ今より、平成19年4月定例教育委員会を開催いたします。本日の会議は、委員の全員が出席しておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定により成立いたしました。会期の件ですが、市川市教育委員会会議規則第3条第2項の規定により、この定例会の会期は本日1日といたします。本日の議事日程でございますが、お配りしております会議次第に従って、議事を進行いたします。それでは、法第12条第1項及び会議規則第5条の規程に基づき、議事4 委員長の選挙を行ないます。お諮りいたします。選挙の方法は指名選挙の方法を用いたと思いますが、これにご異議ございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 吉岡委員

異議なしと認めます。それでは、指名推薦の方法をとりたいと思います。委員長にはどなたがよろしいでしょうか。ご意見はございませんか。

○ 西垣委員

五十嵐委員を委員長に推薦します。

○ 吉岡委員

ただ今、西垣委員より五十嵐委員を委員長にとのご推薦がございましたが、他にご意見はございませんか。他にご意見がございませんので、五十嵐委員

を委員長にすることについて、お諮りいたします。ご異議ございませんか。

○ **他の委員**

異議なし。

○ **吉岡委員**

全員異議なしとのことですので、五十嵐委員を当選者とし、本日から一年間、教育委員長の職をお願いいたします。それでは、教育委員長が決定いたしましたので、この席を教育委員長と交代させていただきます。

○ **五十嵐委員長**

次に議事5の会議録署名委員の指名ですが、会議規則第39条の規定により、会議録署名委員は委員長、井関委員、宇田川委員を指名いたします。続きまして、議案に入らせていただきます。議案第1号 市川市奨学生選考委員会委員の委嘱についてを議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○ **就学支援課長**

1ページから3ページをご覧ください。市川市奨学生選考委員会委員のうち、市川市奨学資金条例施行規則第12条第2号、及び第3号に定める委員の委嘱について委員会の議決を求めるものです。2号委員は公立高等学校関係者で、これまでは、神保信行委員、3号委員は市立中学校関係者で、これまでは、東田雄三郎委員をお願いしておりましたが、この度、人事異動により、8名の委員のうち、この2名の委員枠について、新たに委嘱することが必要となりましたので、議案として提出させていただきました。そして、2号委員については、千葉県高等学校長協会市川地区校長会より、北島一雄氏を委員候補者として推薦していただき、3号委員については、市川市中学校長会より、篠田治作氏を委員候補者として推薦していただきました。また、兩名の任期ですが、前任者の残任期間ということで、今年の11月30日までの8ヶ月間になります。よろしくご審議をお願いいたします。

○ **五十嵐委員長**

選考委員会は、年何回開催されるのですか。

○ **就学支援課長**

年1回です。

○ **五十嵐委員長**

他に質疑がないようですので、議案第1号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ **他の委員**

異議なし。

○ **五十嵐委員長**

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。次に議案第

2号・3号を一括議題といたします。議案第2号 教育財産の取得について、議案第3号 教育財産の取得についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○ **教育施設課長**

まず、議案第2号の提案理由について説明いたします。4ページをご覧ください。本案は、教育財産の取得について提案するもので、対象建物は国分小学校の屋内運動場でございます。平成19年2月28日に契約した市川市立国分小学校屋内運動場の増築工事が完了したことに伴い、教育財産として市長に取得されるよう申し出るために提案するものです。構造は鉄骨造2階建てで、面積は1,156.81平方メートルとなっております。次に議案第3号の提案理由についてご説明いたします。本案は、新井小学校に隣接した箇所で、開発行為により共同住宅の建設を行なっておりましたが、学校用地である通学路を含めての工事となっており、通学路がクランク状になっていることから、開発敷地内の一部を角きり、通学路として利用して欲しいとの寄附の申出があったものです。7ページの案内図をご覧ください。角きり箇所は2箇所あり、①の箇所は1.38平方メートル、②の箇所は2.41平方メートルとなっております。この角きりは車の通行上、安全を確保する観点から設置されたもので、管理上も支障はないと考えております。以上でございます。

○ **五十嵐委員長**

国分小学校の屋内運動場は特徴と言えるものはありますか。

○ **教育施設課長**

車椅子対応や舞台についても可動式になっております。

○ **五十嵐委員長**

他に質疑がないようですので、議案第2号・第3号を採決いたします。議案第2号にご異議はございませんか。

○ **他の委員**

異議なし。

○ **五十嵐委員長**

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。議案第3号にご異議はございませんか。

○ **他の委員**

異議なし。

○ **五十嵐委員長**

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。次に議案第4号 市川市家庭教育指導員の設置に関する規則の一部改正についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○ **生涯学習振興課長**

お手元の資料 8 ページから 11 ページをご覧くださいと思います。現在、市川市家庭教育指導員の設置に関する規則によりますと、第 6 条で指導員の任期は、1 年となっておりますが、職務の性質上から、再任されることが多い状況であります。このため規則上、明確化するとともに、条文の整備を行うため、その規則の一部を改正するものです。これが提案の理由でございます。具体的には、第 6 条中の前条の指導員が欠けた場合におけるを削りまして、同条に 1 項を加え、第 2 項としまして、指導員は、再任されることができるとするものでございます。以上でございます。

○ **吉岡委員**

この文を入れないと、再任できないのですか。

○ **生涯学習振興課長**

明確化されておりましたが、実態としては長い方で 5 期 5 年再任されていますので、今回、規則を改正するものです。この件については、実際に監査でも指摘がございましたので、改めて、明確化するものです。

○ **五十嵐委員長**

他に質疑がないようですので、議案第 4 号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ **他の委員**

異議なし。

○ **五十嵐委員長**

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。続きまして、議事 7 の報告に移ります。報告第 1 号から第 6 号については、内容が組織改正等に関するもので同一ですので、一括して報告してください。それでは、報告第 1 号 市川市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の制定に関する臨時代理の報告について、報告第 2 号 市川市教育委員会事務局並びに組織規則の一部改正等に関する臨時代理の報告について、報告第 3 号 市川市放課後保育クラブの設置及び管理に関する条例施行規則の制定に関する臨時代理の報告について、報告第 4 号 市川市教育委員会事務局並びに教育機関等処務規程及び市川市教育委員会事務決裁規程の一部改正に関する臨時代理の報告について、報告第 5 号 市川市立養護学校の部の設置に関する規則等の一部改正に関する臨時代理の報告について、報告第 6 号 市川市立学校等職員服務規程及び教育課程編成の基準に関する規程の一部改正に関する臨時代理の報告についての説明を求めます。

○ **企画調整課長**

資料の 12 ページをご覧くださいと思います。報告第 1 号ですが、この



報告第1号から第4号につきましては、この4月から行政組織が改正されたことに伴う規則の制定並びに改正であり、報告第5号と6号につきましては、同じくこの4月から学校教育法の一部が改正されたことに伴いまして、規定を改正したものであります。また、4月から事務を執行するうえで3月末日までに決裁をいただく必要がありましたので、本来は定例教育委員会に議案として提出すべきものですが、定例教育委員会を開くいとまがありませんでしたので、3月29日付けで教育長の臨時代理の決裁をいただきました。事後報告になりますが、ご了承いただきたいと思っております。具体的な説明に入らせていただきますが、資料といたしましては12ページから59ページまでと、ボリュームが大変多くなっておりますので、別紙の参考 報告第1号から第6号となっているA4版の裏表1枚の資料を見比べながら説明いたします。はじめに、参考資料の表をご覧ください。1として、報告第1号から第4号の規則改正の背景になりますが、この4月1日付けで行政組織の一部が改正されました。教育委員会の生涯学習部から、スポーツ振興課が市長部局の保健スポーツ部に移り、スポーツ推進課とスポーツ施設課の2課になりました。同様に、映像文化センターが市長部局の文化国際部に移っております。反対に、市長部局のこども部から青少年育成課が生涯学習部に戻ってきました。この教育委員会と市長部局との間の組織の移動で問題になるのが、教育委員会の権限の問題であります。そこで、この教育委員会の権限と補助執行についてですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条に、教育委員会の権限が規定されておりました。映像文化センターは12号のその他社会教育に該当し、スポーツは13号に該当します。従いまして、教育委員会から市長部局に組織を移す場合には、権限を教育委員会に残しておく必要がありますので、補助執行という形をとります。補助執行は、権限の移動がなく事務だけを移すため、権限は教育委員会に残ります。つぎに、今回の行政組織の改正に伴いまして、制定や改正を行いました規則等の変更点について主なものをご説明いたします。報告第1号 市川市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の制定については、重要なところですので本冊の資料を見ていただきたいと思っております。本冊の13ページの下の表をご覧ください。第3条として補助執行の内容を規定している部分ですが、表の左側には、組織が移っても権限が教育委員会に残る事務について、また右側は実際に事務を行う部署の職員を一覧表にして明示したものであります。映像文化センターの管理に関することをはじめ、スポーツ振興審議会に関すること、市民体育館や市民プールの管理に関することなど、9項目の事務が補助執行の対象になります。つぎに、14ページをご覧ください。ここには組織が市長部局に移っても、この教育委員会に

諮るべき事務を規定しております。スポーツ振興審議会への諮問に関することや体育指導委員の委嘱に関する事など4項目については、今後も教育委員会で審議する案件となります。このあとは、参考資料で説明いたします。一番下の報告第2号 市川市教育委員会事務局設置並びに組織規則の一部改正ですが、規則としては市川市の教育委員会には、教育総務部、学校教育部、生涯学習部の3部があり、それぞれの部にどのような課をおくのかを決めているものです。今回は生涯学習部の組織が変更になっておりますので、現行の条文からスポーツ振興課と映像文化センターを削除し、新たに青少年育成課を追加する内容になっています。続きまして、裏をご覧くださいと思います。報告第3号の市川市放課後保育クラブの設置及び管理に関する条例施行規則の制定については、もともと市長部局の規則にあったものを教育委員会に移すものです。合わせて、申請書類や承認通知書などの様式が市長名であったものを教育委員会名に変更したものであります。続いて、報告第4号の市川市教育委員会事務局並びに教育機関等処務規程及び市川市教育委員会事務決裁規程の一部改正についてですが、ここでは、各課がどのような事務を行うのかを規定しております。市長部局に移るスポーツ振興課および映像文化センターの事務分掌を削除するとともに、青少年育成課分を追加しております。あわせて、スポーツ関係の権限が教育委員会に残りますので、組織のつながりを持たせるため、生涯学習振興課の事務分掌の中にスポーツ振興課及びスポーツ施設課との連絡に関する事を追加いたしました。続きまして、2の報告第5号から第6号の規則改正の背景になりますが、この4月1日付けで学校教育法の一部改正が行われました。障害児の教育内容が変更になるとともに、学校等の名称が変更になっております。盲学校、聾学校及び養護学校は特別支援学校に、特殊教育は特別支援教育に特殊学級は特別支援学級にそれぞれ名称が変更になりました。報告第5号の市川市立養護学校の部の設置に関する規則および報告第6号の市川市立学校等職員服務規程及び教育課程編成の基準に関する規程の中に、養護学校、特殊教育、特殊学級の名称が使われておりましたので、法律の改正に合わせて、それぞれ名称を特別支援学校、特別支援教育、特別支援学級に変更したものであります。報告第1号から報告第6号までの臨時代理の報告は以上です。

○ **五十嵐委員長**

現在、保育クラブはどここの学校にもあるのですか。

○ **青少年育成課長**

現在、39校の小学校がございまして、38校までは整備が終わっております。中国分小学校だけが、西部公民館にあります。

- **西垣委員**

中国分は人数が多いのですか。
- **青少年育成課長**

西部公民館は定員が 30 名です。学校からは離れるので人数は少ない状況です。学校内に整備ができれば、北国分の開発が進んでいますので、増えてくるものと思います。
- **五十嵐委員長**

この中に、放課後保育クラブ入所不承認通知書というのがありますけれども、定員オーバー以外の不承認もあるのですか。
- **青少年育成課長**

基本的には定員オーバーした場合が不承認ということになります。後は就労日数が 15 日以上ということを要件にさせていただいているので、それ以下ということになれば不承認という形になります。ほとんどが定員オーバーでの不承認になっております。
- **五十嵐委員長**

定員オーバーでの承認、不承認はどのような基準で決定するのですか。
- **青少年育成課長**

基本的には 1 年生から優先させていただき、仮に 3 年生が定員オーバーするときには、親の働いている日数とか迎えに来る時間を点数付けさせていただいて、点数の高い方を優先的にし、低い方は待機となります。
- **五十嵐委員長**

待機と不承認は違うのですか。
- **青少年育成課長**

決定の段階で不承認とさせていただいて、その上で待っていただければ順番どおり入所していただきます。
- **五十嵐委員長**

障害のある子も入所できるのですか。
- **青少年育成課長**

18 年度までは、健常児、障害児、3 年生まで区別なく受入をしておりましたが、今回、条例の改正をさせていただいて、本年 4 月から障害児に限っては、定員に余裕があれば 6 年生まで入所できるようになりました。
- **五十嵐委員長**

1 級でも入所できるのですか。
- **青少年育成課長**

40 名のお子さんを預かることから、お互いの安全の事もありますので、軽度から中度のお子さん、B 1、B 2 程度が入所の条件になっております。

○ **五十嵐委員長**

他に質疑がないようですので、質疑を終結し、報告第1号から報告第6号を終了いたします。次に、報告第7号 市川市教育委員会事務局及び教育機関の職員の任免に関する臨時代理の報告についての説明を求めます。

○ **教育総務課長**

資料60ページから61ページをご覧ください。平成19年4月1日付で実施いたしました教育委員会事務局の人事異動について、3月26日を内示予定日とし、市長部局と調整を行なってまいりました。市川市教育委員会事務委任規則第2条第7号の規定により、課長、副参事以上の職員の任免については、教育委員会の議決が必要になりますが、原案作成日から内示までの間に教育委員会の会議を招集する暇がなかったため、同規則第2条の規定により教育長の臨時代理により処理させていただきました。臨時代理の内容は、61ページの表のとおりでございます。以上報告いたします。

○ **五十嵐委員長**

質疑がないようですので、報告第7号を終了いたします。次に報告第8号 市川市立小学校、中学校及び特別支援学校の校長、教頭の人事異動内申に関する臨時代理の報告についての説明を求めます。

○ **義務教育課長**

資料は62ページから64ページをご覧ください。平成18年度末における市川市立小学校、中学校及び特別支援学校の校長及び教頭に関する人事異動に関しまして、千葉県教育委員会に内申する前に教育委員会において、議案として提出し、ご意見をいただかねばならないところございました。教育委員会を開催する時間がございましたので、市川市教育委員会事務委任規則第2条の規定により、教育長の臨時代理とさせていただきました。このことにより、平成19年度の市川市立小学校、中学校及び特別支援学校の校長及び教頭の人事異動は可決いたしました。従いまして、同規則第3条の規定により報告するものであります。具体的な内容については、お手元の資料63・64ページ、それぞれのページの1の退職については、定年及び勸奨での退職と市教育委員会への異動者でございます。2の転補については、市内の学校間異動あるいは市外学校からの異動者となります。3の新任については、県及び行政機関から学校への異動者と教頭よりの承認者となっております。最後に4のその他は、県教育委員会及び管内他市への昇任者となっております。以上でございます。

○ **五十嵐委員長**

質疑がないようですので、報告8号を終了いたします。次に報告第9号 市川市市民プールの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正に関する

臨時代理の報告についての説明を求めます。

○ **スポーツ施設課長**

65 ページから 73 ページまでになります。平成 18 年 2 月定例市議会におきまして、市民プール施設使用料の幼児使用料金の無料化についての使用料条例の一部改正が可決されましたことから、施行規則におきまして、おもにプールの利用券の様式など内容を改正する必要がありましたことから、一部改正するものであります。内容としては、幼児料金を 110 円のところ、4 月 1 日より無料とするものです。近隣の松戸市、船橋市などが無料化されていることや、少子化に対する対応を含めまして、無料にしたものです。なお、先ほどの第 8 号と同様に市川市教育委員会事務委任規則第 2 条により、報告させていただきます。

○ **西垣委員**

今まで、幼児料金の収益はどのくらいあったのですか。

○ **スポーツ施設課長**

11,883 人、金額にして 129 万 3,120 円です。

○ **五十嵐委員長**

他に質疑がないようですので、報告第 9 号を終了いたします。続きまして、その他に移ります。(1)平成 19 年 2 月定例市議会についての報告をしてください。

○ **教育総務部長**

会議日程は、2 月 21 日から 3 月 15 日までの 23 日間でした。提案された議案は、条例が、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、行政組織条例の一部改正についてなど 18 件。予算が平成 18 年度補正予算ならびに平成 19 年度当初予算で 16 件。そのほか、契約議案 7 件。追加議案の人事議案など、合計 58 件が提案されました。教育委員会に関わる議案は、学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてがございました。これは、養護学校の名称が特別支援学校に、特殊教育を特別支援教育に、知的障害特殊学級を知的障害特別支援学級に改めるものです。また、教育委員の任命について、追加議案を提案しました。市川市では、まず、議案の審議を先に行い、その後に市政に関する一般質問を行っておりますが、議案審議は、2 月 13 日に、市長より平成 19 年度の施政方針ならびに条例や予算などの議案の提案説明が行われ、2 月 21 日から 2 月 26 日までの 4 日間、施政方針ならびに当初予算に関わる議案の一括質疑が、8 会派の会派ごとに代表質疑の形式で行われ、その後、その他の議案が個別に審議されました。代表質疑は、初めに、市長が市政運営の基本姿勢や、新年度の重点施策に関する質問に答

弁した後に、教育長から教育に関する質問に一括して答弁することで進められました。代表質疑のなかで、教育に関して質疑のあった主なものは、一点目として、普通教室の冷房化に対する基本的な考え方について質問がございました。それに対する答弁としては、できるだけ、短期間に設置したいということと、環境への負荷を軽減する方式を採用したい。また、本年度に調査を行い、20年度には導入したいとお答えしました。二点目は、本行徳石垣場東浜に計画されていた第二妙典小新設計画を取り止めた理由について質問がございました。答えといたしましては、妙典土地区画整理地区の人口の伸びが鈍化したこと、妙典小学校の通学区域を変更したこと、今後、マンションなどが急激に建設される見込みがないことなどで新たな学校の必要性がなくなったことを理由として説明いたしました。三点目は、学校に配置されている青色パトロール車の有効活用についてのご質問がありました。答えとしましては、中学校ブロック内の小中学校が連携して定期的にパトロールを行うことや、PTA、地域の方々などの協力を得られるよう検討していくことを答えさせていただきました。四点目は、特別支援教育の巡回指導員の配置および雇用形態、勤務状況についての質問がございました。それに対する答弁は、雇用形態は2名で、1週間に3日から4日同じ学校を訪問して、1年間で市内の全小中学校を巡回し、指導支援を行うこととお答えいたしました。五点目は、子どもを3人以上養育しながら、3番目の子どもを幼稚園や保育園に通園されている場合に保育園の保育料は無料に、幼稚園の保育料へは補助を行っているが、これを第2子までに引き上げることはできないのかという質問がございました。この答えについては、第2子以降まで拡大した場合には、現行4,500万円の事業費が、約5倍の2億4,700万円になるもので、財政的に難しい旨お答えしました。六点目として、いじめ等への関わりと対応について質問がございました。これについては、いじめ問題の早期発見・早期解決のために、教職員と児童生徒との信頼関係をつくることを重視するとともに、いじめの実態を教職員が共通理解し、研修などを通じて、いじめは人間として絶対に許さないとの意識づけを図っていく。また、いじめ解決に向けての児童生徒の主体的な活動を通じていじめ問題への取り組みを支援する旨の答弁をいたしました。以上のことを教育長が総括的に答弁した後に、再質問に対して担当部長より答弁いたしました。また、市政に関する一般質問は、22人の議員が行い、教育に関わるものは、12人からでした。その主なものは、まず、行徳地区の幼稚園の待機児童対策について、妙典地区での新たな幼稚園の新設や市立塩焼幼稚園が増設できないかという質問がございました。答えは、公立幼稚園を新設することは、民営化の流れの中で難しいということと、増設についても私立幼稚園で受け入れが来ている

状況であるので難しいという答弁をいたしました。次に、小中学校における喫煙対策の現状と今後の考え方について質問がございました。これに対する答えは、教育委員会はヘルシースクールを進めるなかで、禁煙教育などに努めており、学校も分煙対策などを講じている。今後も徹底した受動喫煙対策を講じながら完全分煙を進めていくことを答弁いたしました。また、児童生徒に対する禁煙教育についての質問については、学習指導要領に基づき発達段階に応じた学習を行っている。今後も禁煙教育に積極的に取り組んでいく答弁をいたしました。次に障害がある子どもが通学する養護学校がこの4月より特別支援学校となったが、その特別支援教育の充実策について質問がございました。特別支援学校は、地域の特別支援教育のセンター校として重要な役割を担っており、その主な役割は、小中学校等の教員への支援機能、特別支援教育に関する相談・情報提供機能、教員への研修、医療・福祉などの関係機関との連絡調整機能などであるとの答弁をいたしました。次に、行徳図書館の祝日開館、ビデオの貸し出しについての質問がございました。これについては、祝日開館の方向で、また、ビデオの貸し出を行う方向で考えたいとお答えしました。また、学校の外部評価の導入について質問がありました。これに対しては、外部の評価者による評価については、学校評議員による評議会やコミュニティサポート委員会の合同会議を開催するなど、学校毎に様々な工夫を行って進めている。今後も、学校運営の改善に資する自己評価や外部評価を充実させていくと答弁いたしました。最後に、教育格差是正のための公教育の建て直しについて質問がございました。私立人気の影で、公立離れが進んでいるのではないかと。今はある程度の所得がないと有名大学に進学できない。公立学校でも有名大学に進学できるように建て直しが必要ではないかという質問がございました。これに対しては、市川の学校教育3カ年計画を通して、確かな学力、心身の健康などの取り組みを具体化しているとお答えいたしました。

○ **吉岡委員**

議員の方々は、市民を代表して意見を言っているわけですので、市民の意見として参考にさせていただきたいと思っています。今までもそうでしたが、口頭での説明なので、できれば文章にまとめていただきたいと思います。一点目の冷暖房の件ですけれども、質問した議員は、冷暖房を設置することを賛成なのですか、反対なのですか。

○ **教育総務部長**

推進して欲しいということでした。議会では、反対の立場の質問はまだありません。次回の報告からは、資料を作成いたします。

○ **井関委員**

市民が色々な意見を書くウェブサイトがありますか。そこに教育関連の意見などが寄せられていますか。

○ **教育総務部長**

あります。かなりの数がきています。

○ **井関委員**

メールなどの方が、意見が言いやすいということがありますので、それを時々、紹介してください。

○ **吉岡委員**

特別支援教育に関して、教員が子どもへの接し方がよくわからないという方が多いのです。私が講演に行っても教員からの質問が多いのは、障害児に対する接し方に関するものです。我々もわからないことが多いんです。現場では指導をして欲しいという要望が多いので、巡回指導が今までの頻度でいいのか、また、定期的に会議を開いて、事例を挙げて話し合うことで参考になるのではないかと思います。

○ **学校教育部次長**

18年度が3カ年計画の最終年度ということで、県の方で事業が進められておりました。管内5市から要請を受け、巡回指導員2名体制で、それぞれ調整をしながら派遣をしていただいたところでした。本市についても、40校を超える学校から要請がございましたけれども、そのうち、実際に訪問をしていただいたのは数校でした。他市の要請も多いことから、調整の上での結果でした。派遣していただいた学校からは、非常にいいアドバイスをいただけたということで、さらに充実をして欲しいという意見が寄せられております。それを受けまして、19年度から市独自で、事業を進めようということで、2名配置の予算が付いております。今年度は初年度になりますので、実際のニーズを把握しながら、巡回から進めてまいりたいと思っております。より効果的な活用の方法という部分については、実績を積みながら検討してまいりたいと考えております。

○ **吉岡委員**

お願いなのですが、巡回指導員を選ぶときに全体をよくわかっている方、現場をよく知っている方を選定して欲しいと思います。

○ **西垣委員**

人数を多くするだけでなく、方法を考えていくべきだと思います。巡回だけではなく、ディスカッション方式にするなど内容を検討する必要があると思います。



○ **学校教育部次長**

検討してまいりたいと思います。

○ **宇田川委員**

総合計画審議会の会議の中で、耐震補強の予算を年度内に使い切らないということがあったのですが、民間ですと予算が少しでも使えるのであれば、どんどん繰り上げてでもやっていきます。特に地震などやらなければいけないものであれば、早めにできるだけの事をやっておくというのが考え方だと思います。教育関係の場合には、どこの部署が起案して、実施するのは違うところなので、前に進まないのかという気がしました。仕組みを教えてくださいたいと思います。

○ **教育総務部長**

耐震計画を立て、国の補助金の申請をするのは教育委員会の教育施設課で、実際に設計を起こしまして、見積もりをして、市川市の場合はプロポーザルデザインビルドで技術提案により業者を選んでおりますが、その所管は管財部の設計管理課になります。今、宇田川委員がおっしゃられたように連携をしませんと教育委員会だけでは、耐震補強ができないことになります。予算が余って繰り越しているイメージがあるのですが、繰越明許費になっているものについては、国の耐震補強の補助を前倒しで受けてくるのですが、その補助が決定しますが、2月位になります。2月、3月の2ヶ月では、耐震補強工事はできませんので、その分を次年度に繰り越すことになります。実際、事業ができなくて遅れている工事は、今のところございません。計画どおりに行なっております。

○ **五十嵐委員長**

次に(2)平成18年度教育計画のまとめについての報告をしてください。

○ **企画調整課長**

市川市教育計画 22 の行動テーマ調査書という冊子がお手元にごございますので、ご覧ください。これを何のために作って、どのように活用するのかを中心に説明させていただきたいと思います。行動テーマを確かな学力・豊かな体験を実現する教育課程の支援など 22 の分野で作りまして、その中で、基本的な取組みの考え方とか、事業などをまとめております。今回は、18年度にどのようなことを行なってきたかのご報告になります。例えば、38ページをご覧ください。担当課が保健体育課、行動9のヘルシースクール 包括的な健康教育の推進、そのうちの②として、望ましい生活リズムの確立に向けて、自己の健康管理ができるような健康教育を進めるという趣旨の内容であります。真中から上の部分については、年度当初にこの施策に沿った計画と重点目標をたてています。下の部分は、実際に18年度が終わったときに、

計画どおりに事業が進んだのかの達成度に対する自己評価と成果が上がったのか、どんな課題が残ったのかを実際に事業を行なっている担当職員が評価をして更に今後、事業を拡大していくべきなのか、現状のままで継続していきたい事業なのか、それとも目的が達成しつつあるので、縮小していくとか、廃止していくなど、今後の方向性を含めまして、毎年、評価をしております。今回、18年度が終わりましたので、各事業課が作成したものをまとめたものです。これを踏まえまして、19年度の計画をたてておりますので、でき次第、教育委員会にお諮りしまして、ご意見を伺いたいと思います。

○ **井関委員**

これは、どれだけ実現ができたかという自己評価ですから、実際の対象となった市民や子ども達の意見をひろっていただきたいと思います。評価というのは、自己評価だけでは本当の評価にはなりませんから、参加者の意見は大事だと思いますので、積極的に行なっていただきたい。

○ **宇田川委員**

相手方がどう評価するかが問題で、しかも今年よりも来年はどうなるか、継続して前向きにしているのか。アンケート的なものを取ると色々な意見が聞けると思います。

○ **企画調整課長**

確かに事業によっては、アンケートを取る場面もあります。なかなか声が聞けないものもあると思いますけれども、今後どのような形で声を聞いていくか検討させていただきたいと思います。

○ **五十嵐委員長**

ありがとうございました。次に(3)平成18年度教育施設の整備成果についての報告をしてください。

○ **教育施設課長**

平成18年度に実施した教育施設の整備成果について、その主なものをご報告させていただきます。資料の1ページ目、教育施設の整備の考え方についてでございますが、本市の学校施設は、小学校39校、中学校17校、幼稚園8園で、合わせまして64の施設がございます。学校施設は、子ども達にとって、一日の大半を過ごす学習・生活の場であり、安心して快適に過ごせる場を提供する観点で、整備をしております。特に学校施設は、子ども達の安全性はもとより、災害発生時の非難場所として重要な役割を担っているため、耐震診断の結果に基づき、補強が必要な校舎や体育館について、耐震補強を計画的に進めております。また、施設の老朽化が進んでいるため、順次改修等工事を進めております。そこで、18年度の主な事業でございますが、一点目としまして、小中学校、幼稚園の営繕事業、二点目としまして、耐震改修

事業三点目といたしまして、国分小学校屋内運動場増改築事業などでございます。それぞれの事業について具体的に申し上げますと、資料2ページになりますが、一点目として、老朽化による剥離やクラックなどの改修としての外壁工事を中山小学校以下8校で、二点目として、夏場の暑さ対策としての扇風機設置工事を鬼高小学校以下5校で、三点目として、普通教室へのエアコン設置工事を南新浜小学校及び第七中学校で、四点目として、老朽化したボイラーを給湯器に改修する給食室給湯器設置工事を幸小学校以下4校で、五点目として、雨漏りの改修工事のための屋上防水工事を第八中学校で、六点目として、給食室の雨漏り改修工事として菅野小学校、七点目として、防球ネットの設置工事として国分小学校で、それぞれ施工いたしました。また、プールやフェンスの改修工事など、学校要望に沿った工事についてもあわせて実施してまいりました。次に、耐震改修事業については、平成18年度は4校5棟の補強工事を行ないました。新浜小学校、行徳小学校、南行徳小学校と大柏小学校については、2棟の補強工事が完成いたしました。次に、国分小学校屋内運動場増改築事業でございますが、構造は鉄骨造2階建てで、面積は1,156.81平方メートルとなっており、特徴としましては、舞台が可動式としたことにより、必要に応じてフロア一部分を広く使うことができます。また、車椅子対応トイレの設置を行い、バリアフリーとなっており、校庭開放にも使用が可能なように外からも使えるトイレを設置しました。更に、運動場を明るくする方法として、窓を大きくしました。

○ **井関委員**

先ほど宇田川委員がおっしゃったところですが、平成18年度で行なう事業は終わりました。だから予算は余りましたというよりも、前倒しで来年度分もやりましたといった方が立派なのではないでしょうか。

○ **教育総務部長**

19年度に予定した事業の補助金が、18年度に前倒しで付くこととなります。

○ **五十嵐委員長**

次に、(4)菅平高原いちかわ村使用料の改正についての説明をしてください。

○ **生涯学習振興課長**

資料の最後、74ページをお願いします。菅平高原いちかわ村使用料は、昭和51年にオープンして以来、ご覧のような経緯で推移しております。このたび、現在の大ホールを平成19年度に個室4部屋に改修することに伴い、市川市使用料条例第6条の規定により、見直しを行うものでございます。今回の改定は、いちかわ村のすべての施設、個室、大部屋、バンガロー、テントサイトを予定しております。改定率は、大人が16.7パーセント、小中学

生は 11.1 パーセントを考えております。金額的には、大人が 200 円から 500 円、小中学生は、50 円と 100 円の増となる予定でございます。今後、調整会議、庁議を経まして、次回の定例教育委員会に議案としてお諮りしまして、議決をいただければ、6 月定例市議会に議案を提出したいと考えております

○ 井関委員

使用稼働率はどのくらいですか。

○ 生涯学習振興課長

個室については、44 パーセント、大部屋は 22 パーセント位になります。

○ 井関委員

どこかの部署とタイアップして、イベント付にすれば、稼働率は上がると思います。稼働率を上げてから、使用料の話をするのが順番だと思います。

○ 生涯学習振興課長

イベントという中で、最大のネックになっていますのが、距離的に遠いというものがありまして、使用料も安く、食事も人気があるのですが、交通費がかかるという点がございます。19 年度には、自然博物館とタイアップして、こちらからバスで行って、観察会を開く計画があります。

○ 井関委員

生涯学習の一環としてお考えいただいた方がいいと思います。遠いし、面白くないのでは、費用がいくら安くても意味がありませんので、ぜひ催し物を考えていただきたいと思います。

○ 五十嵐委員長

次に(5)少年自然の家の宿泊施設使用料の改正についての説明をしてください。

○ 地域教育課長

本日、お手元にお配りいたしました、平成 19 年 4 月定例教育委員会資料をご覧ください。少年自然の家の設置については、昭和 57 年 4 月 1 日に設置されて以来、現在リニューアル工事を行なっており、7 月 1 日のリニューアルオープンを目指して、準備をしているところですが、3 年に一度の見直しの時期に合しまして、施設使用料の見直しを行なっております。大きな改正点といたしましては、今後も良好な状況で市民に提供していきたい、そのために、計画的な修繕、計画的な備品購入、計画的なプログラム開発を行なうために、広く、浅くという視点で料金を見直したい、そのために、従来は市外に居住する者についてのみ使用料を徴収しておりましたが、市内に居住する者で、高校生以上の方についても使用料を徴収することとし、額については、市内に居住する者は 500 円、市外に居住する者は、従前の 2,250 円をベースにして、市の見直し基準に則りまして、高校生以上が 3,000 円、これは、

基準と共に近隣市と比較して、同額が多いということで、3,000 円を設定いたしました。その半額を中学生以下ということで、検討させていただいております。なお、菅平の料金と同様に6月議会上程を目指して、現在、行政経営会議、庁議等を経て正式には、次回の定例教育委員会で議案として出させていただきます予定でございます。以上が料金のことでございますが、今後どのように運営していくかということですが、従来、少年自然の家は、義務教育年齢の子どもを対象にした社会教育施設ということで、24年間運営してまいりました。利用率については、繁忙期で28パーセントから33パーセント、宿泊定員に対する稼働でございます。全国的な類似施設で見ますと、繁忙期で30パーセント前後、30パーセントを越えると稼働率がいいというのが、全国的な状況でございます。そのような中で今回、少年自然の家という看板は外しませんが、対象を小中学生から市民全体に広げ、46万人の市民を対象とした総合体験学習のステーションとして、色々プログラムを工夫していこうということで、中身のリニューアルについても進めております。カラー刷りで配らせていただいておりますのが、リーフレットの第2版でございます。この後、まず学校に宣伝にまいります。それと、年齢層を広げた各団体にも宣伝にまいります。また、収入を増やすために市外にも宣伝にまいります。主催事業も多くの年齢層にわたったプログラムを計画しております。従来までは、6回の主催事業でございましたが、17事業35回ということで、大幅に増やしております。できるだけ多くの世代を取り込むことによって、利用の機会を増やすことで、更なる利用料金の拡大につなげていって、良好な状況で提供し、それによって、来ていただく機会を増やすということを現在、検討しております。

○ **井関委員**

建物の場合には、それを利用するプランニングと一緒にお話いただくととてもいいと思います。建物の名称は変わらないのですか。

○ **地域教育課長**

今の少年と昔の少年が集うわけです。

○ **五十嵐委員長**

ありがとうございました。本日の議事は以上でございますが、委員の皆様から何かありますか。

○ **西垣委員**

特別支援学校の名称なのですけども、委員長がおっしゃっていたように名称がないので、どのようにしたらよいかということを考えていきたいと思っています。

○ **学校教育部長**

法改正にかかわること等がございますので、学校教育部として考えてまいりたいと思っております。ある程度進みましたら、この場でご提案させていただきます。

○ **五十嵐委員長**

よろしく願いいたします。それでは、これをもちまして平成19年4月定例教育委員会を閉会いたします。

(午後3時45分閉会)